

江別市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る協議会の設置について

(期間:令和5年2月15日~令和6年2月28日)

(趣旨)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下、温対法という。)第21条に規定する江別市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「実行計画」という。)の策定において、産業部門及び民生部門(家庭・業務)等における温室効果ガスの排出量を削減するための対策に関して必要な事項を協議するため、江別市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る協議会(以下「協議会」という。)を設置します。

(協議事項)

協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行います。

- (1) 実行計画に掲げる市域の将来ビジョン及び脱炭素シナリオ、並びに再エネ導入の目標を実現するための取組に関すること
- (2) その他市域の再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関すること

(構成員)

協議会は、次に掲げる者をもって構成し、学識経験者を座長とします。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 地域協議会、市民団体
- (4) 地球温暖化防止活動推進員、環境推進員
- (5) 行政機関
- (6) その他生活環境部長が必要と認める者

(区分別・所属等50音順、敬称略)

区分	所属等	氏名
(1)学識経験者 1人	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類	吉田 磨
(2)事業者 4人	旭川ガス株式会社 江別支社	藤井 貴規
	王子グリーンエナジー江別株式会社 (江別発電所)	苅谷 圭輔 (竹中 司)
	株式会社 Kalm 角山	川口 谷 仁
	株式会社 北海道銀行 野幌支店	腰原 久郎 (藤原 伸成)
(3)地域協議会、 市民団体 2人	えべつ地球温暖化対策地域協議会	安倍 隆
	日本リサイクルネットワーク・えべつ	星 智子
(4)地球温暖化防止 活動推進員、 環境推進員 2人	北海道地球温暖化防止活動推進員	岡崎 朱実
	江別市環境推進員	干野 里佳
(5)行政機関 1人	江別市生活環境部環境室環境課 脱炭素・環境計画推進担当	村田 和陽

※()書きは、代理人等